○道路占用を許可できる場所

要件：道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

　１　歩道

　・テーブル等の出幅は、道路境界（路端）から有効幅員の1/3以下かつ1ｍ以下までとする。

　・歩行者空間を2ｍ以上、交通量の多い場所は3.5ｍ以上確保すること。

歩道

車道

歩道幅員

沿道飲食店等

植樹ます等

1ｍ以下

1/3

２　車道

　・交通規制を伴う場所において、テーブル等の出幅は、道路境界（路端）から車道幅員の

　　1/6以下かつ1ｍ以下までとする。また、緊急車両の走行及び歩行者の円滑な通行を確

保すること。

車道幅員

1ｍ以下

1/6

1ｍ以下

1/6

＊交通規制を伴わない場所において、緊急車両の走行及び歩行者の円滑な通行が確保される場

合には、現地の状況等を確認し交通管理者と協議の上、総合的に判断する。